

ご遺族のための手続きガイド

(今後の手続きのご案内)

この度のご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、健康保険証や介護保険証の返却、未支給年金や遺族年金の請求など、さまざまなお手続き（申請・届出）が必要となります。

その手続きに必要なものなどをこの1冊にまとめましたのでどうぞご活用ください。

なお、このガイドは、西区に住所があった方がお亡くなりになった場合のものです。

西区以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

【目次】

- 1 西区役所（西部出張所）での手続きチェックリスト・・・P 1
- 2 西区役所（西部出張所）での手続き概要・・・P 4
- 3 福岡市役所関係での主な手続き・・・P 12
- 4 その他の機関等での主な手続き・・・P 14
- 5 法定相続情報証明制度（法務局からのお知らせ）・・・P 17
- 6 委任状に関するご案内・・・P 18
- 7 よくある質問・・・P 21
- 8 西区役所（西部出張所）庁舎のご案内・・・P 22
- 9 西区役所（西部出張所）内のお問い合わせ先・・・P 25

令和6年9月



福岡市西区役所

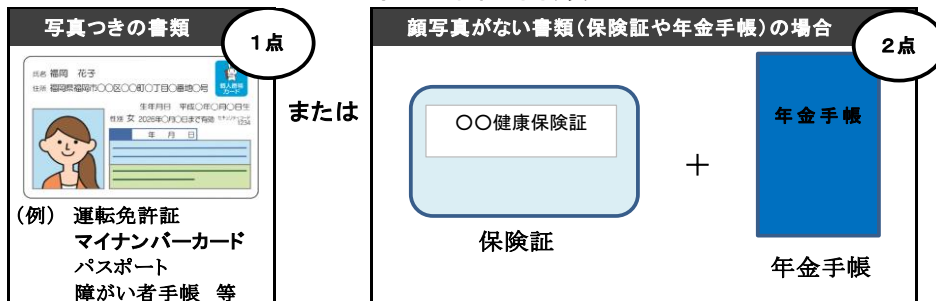
《ご遺族サポート窓口のご案内》

「ご遺族サポート窓口」では、区役所の手続きについてご案内するとともに必要な手続きを少しでもスムーズに行っていけるようにご案内いたします。どうぞご利用ください。

◆受付時間 **平日(年末年始を除く)の午前9時～午後5時**
(原則予約制)

◆ご準備いただくもの

□ 窓口にいらっしゃる方の本人確認書類



□ 各手続き毎に必要なものは1～3ページのチェックリストに従って各参照 ページをご覧ください。

西区役所(西部出張所)以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで、**10日程度かかる場合があります**ので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。

ご予約電話番号 ご遺族サポート窓口 092-895-7016 (西区役所 市民課)

= メ モ =

1 西区役所(西部出張所)での手続きチェックリスト

(市外局番:092)

		亡くなられた方について	チ エ ッ ク	主な手続き	窓口・電話番号	参照 ページ	
区 役 所 で の 手 続 き	住民票	3人以上の世帯の世帯主だった	☐	・世帯主変更	1階 ⑦⑧ 市民課 895-7010 西部出張所④市民係 806-9431	P 4 1	
	保 険 ・ 医 療 費 助 成	国民健康保険に加入していた	☐	・保険証等の返却 ・世帯主変更	1階 ⑪ 保険年金課 895-7090 西部出張所⑥保険係 806-9432	P 4 2	
		後期高齢者医療保険に加入していた	☐	・葬祭費の支給申請	1階 ⑫ 保険年金課 895-7089 西部出張所⑦給付係 806-9433	P 5 3	
				・保険証等の返却	1階 ⑪ 保険年金課 895-7090 西部出張所⑥保険係 806-9432		
		上記以外の健康保険に加入していた	☐	加入していた健康保険の保険者へお問い合わせください。			
		家族を扶養していた	☐	・国民健康保険の加入	1階 ⑪ 保険年金課 895-7090 西部出張所⑥保険係 806-9432	P 4 2 P 5 4 P 7 8	
	年 金	医療証を持っていた 《 子ども・ひとり親家庭・重度障 がい者 》	☐	・各種医療証の返却			
		年金を受給していた	☐	国民年金 (障害・遺族・寡婦) ・未支給年金 ・遺族基礎年金	1階 ⑬ 保険年金課 895-7092 西部出張所⑦給付係 806-9433	P 5 5	
			☐	厚生年金・国民年金 ・未支給年金 ・遺族厚生年金	西福岡年金事務所 883-9962		
			☐	共済年金	加入していた共済組合		
			☐	恩給	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400		
		☐	企業年金	企業年金コールセンター 0570-02-2666			
	亡くなられた方は、20歳以上 65歳未満で、国民年金に加入 し、保険料納付や免除期間が ある	☐	・遺族基礎年金 ・死亡一時金 ・寡婦年金	1階 ⑬ 保険年金課 895-7092 西部出張所⑦給付係 806-9433	P6 6		
	亡くなられた方は、国民年金 以外の年金をかけていた	☐	加入していた年金制度の窓口へお問い合わせください。				

西区役所(西部出張所)での手続きチェックリスト

(市外局番:092)

		亡くなられた方について	チェック	主な手続き	窓口・電話番号		参照ページ
区役所での手続き	子ども	亡くなられた方は、18歳以下だった	☐	・児童手当の変更 ・児童扶養手当の変更 ・特別児童扶養手当の変更 ・認可保育園の退所届 ・第3子優遇事業	2階 30	子育て支援課 895-7065	P 6 7
		亡くなられた方は、18歳以下のお子様を養育していた	☐	・児童手当の変更 ・児童扶養手当の認定・変更 ・特別児童扶養手当の変更 ・災害遺児手当の認定 ・第3子優遇事業の変更 ・認可保育園の変更届	2階 30	子育て支援課 895-7065	P 7 8
		保護者が亡くなられたため、18歳未満のお子様を養育する人がいなかった	☐	・ひとり親家庭等医療助成	1階 11 西部出張所⑥保険係 806-9432	保険年金課 895-7090	P 8 9
	介護保険	亡くなられた方は、65歳以上である	☐	・介護保険被保険者証等の返却 ・送付先変更届	2階 32	福祉・介護保険課 895-7066	P 8 10
		亡くなられた方は、要支援・要介護の認定を受けていた	☐	・高額介護サービス費の未支給分の請求 (受給権継承届兼誓約書)	2階 32	福祉・介護保険課 895-7066	
	高齢者	高齢者福祉サービスを受けていた	☐	・高齢者乗車券の返却	2階 31	福祉・介護保険課 895-7063	
	障がい	身体障害者手帳、療育手帳を持っていた	☐	・身体障害者手帳の返却 ・療育手帳の返却 ・各種手当の喪失届	2階 31	福祉・介護保険課 895-7064	P 9 11
		・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証を持っていた	☐	・精神障害者保健福祉手帳の返却 ・自立支援医療受給者証の返却	西区役所別館2階 37 健康課 895-7074		P 9 12
	医療費助成	受給者証を持っていた 《小慢・難病・肝炎》	☐	・小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 ・特定医療費（指定難病）受給者証の返却 ・肝炎治療受給者証の返却	西区役所別館2階 38 健康課 895-7073		P10 13
	被爆者	被爆者健康手帳を持っていた	☐	・葬祭料の請求 ・死亡届			P10 14

西区役所(西部出張所)での手続きチェックリスト

(市外局番:092)

		亡くなられた方について	チ ェ ッ ク	主な手続き	窓口・電話番号		参照 ページ
区 役 所 で の 手 続 き	税 金	市県民税の納税義務者だった	□	・市県民税納税通知書送付 先の変更	2階 22	課税課 895-7017	P11 15
		西区内の土地・家屋の所有者 であった（亡くなられた年の 12月末までに法務局へ相続 登記ができない場合）		・固定資産税納税義務者の 届出	2階 21	課税課 895-7019	
		※ 亡くなられた方についての 市税の手続きについては、後 日文書または納税通知書をお 送りします。 ※ 亡くなられた方に課税され ていた市税につきましては、 相続人へ納税義務が継承され ます。	□	・市税の納付 ・納付相談	2階 25	納税課 895-7014	
		※ 市税は次の方に課税されます。 ○ 市県民税 …………… 毎年1月1日現在、区内に住所を有しており、前年中（1～12月）に 一定の所得がある方 ○ 固定資産税 …………… 毎年1月1日現在、区内に固定資産を所有している方					
	その他	改葬（遺骨を西区内の墓地・ 納骨堂から別の墓地・納骨堂 に移したい。）	□	・改葬許可申請	3階 52	生活環境課 895-7054	P11 16
		相続について相談したい。 ※ 相続税に関することは税務署へ → P15	□	※要予約 ・弁護士による法律相談 （無料） 毎週木曜日 ・司法書士相談（無料） 毎月第4月曜日	1階 16	市民相談室 895-7008	

左記 ☐ 内の手続きについては、西部出張所②市民相談係(Tel 806-9430)で行うことができます。

2 西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

1	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
住 民 票	故人が世帯主であった場合 で下記に該当した場合、手続 きが必要です。 ☐ 同一世帯に残された15 歳以上の世帯員が2名以 上いる	新世帯主	☐ 委任状(代理人の場合) ☐ 本人確認書類(来庁者)	1階⑦⑧ 市民課 (窓口係) 895-7010 西部出張所 ④市民係 806-9431	世帯主が亡く なられた日か ら14日以内

2	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国民健康保険	☐ 保険証等の返却	特に指定はありません	☐ 保険証 ☐ 本人確認書類 (お持ちの方) ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	1階⑪ 保険年金課 (保険係) 895-7090	速やかに
	☐ 世帯主変更	新世帯主	☐ 加入者全員の保険証 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバーがわかるもの	西部出張所 ⑥保険係 806-9432	
	☐ 保険の加入手続き	新世帯主	☐ 社会保険資格喪失証明書 ☐ 本人確認書類 ☐ マイナンバーがわかるもの		
	☐ 葬祭費の支給申請	喪主	☐ 喪主の口座番号がわかるもの ☐ 会葬礼状・埋火葬許可証・葬儀の領収書のうち、いずれか一つ。 ☐ 代理人が手続きする場合、委任状と委任者(写し可)及び代理人の本人確認書類	1階⑫ 保険年金課 (給付係) 895-7089	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	☐ 高額療養費の払い戻し(*2)	亡くなられた方が国民健康保険の世帯主の場合は相続人代表者(*1)	☐ 本人確認書類 ☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 医療機関の領収書 ☐ 戸籍謄本等が必要な場合があります。	西部出張所 ⑦給付係 806-9433	診療年月の翌月1日から2年以内
亡くなられた方が国民健康保険の世帯主以外の場合は、国民健康保険の世帯主		☐ 本人確認書類 ☐ 世帯主の通帳 ☐ 医療機関の領収書			

(*1) 相続人代表者・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(*2) 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

3	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
後 期 高 齢 者 医 療	□保険証等の返却	特に指定はありません	☐ 保険証 ☐ 本人確認書類 (お持ちの方) ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証	1階⑪ 保険年金課 (保険係) 895-7090 西部出張所 ⑥保険係 806-9432	速やかに
	□葬祭費の支給申請	喪主	☐ 喪主の口座番号がわかるもの ☐ 会葬礼状・埋火葬許可証・葬儀の領収書または請求書のうち、いずれか一つ。 ☐ 代理人が手続きする場合、委任状と委任者(写し可)及び代理人の本人確認書類	1階⑫ 保険年金課 (給付係) 895-7089 西部出張所 ⑦給付係 806-9433	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	□高額療養費の払い戻し(*2)	相続人代表者(*1)	☐ 本人確認書類 ☐ 相続人代表者の通帳 ☐ 戸籍謄本等が必要な場合があります。	西部出張所 ⑦給付係 806-9433	診療年月の翌月1日から2年以内
4	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
医療費助成	□各種医療証の返却	特に指定はありません	☐ 重度障がい者医療証 ☐ ひとり親家庭等医療証 ☐ 子ども医療証	1階⑪ 保険年金課 (保険係) 895-7090 西部出張所 ⑥保険係 806-9432	速やかに
5	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国民年金	□死亡届、未支給年金の請求	生計同一であった親族等	☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 請求者となる方の預金通帳 ※上記以外にも必要書類がございますので窓口でご相談ください。	1階⑬ 保険年金課 (国民年金係) 895-7092 西部出張所 ⑦給付係 806-9433	速やかに

(*1) 相続人代表者・・・法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
所有権や相続割合等を定めるものではありません。

(*2) 高額療養費・・・高額な医療費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

6	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
国 民 年 金	☐ 遺族基礎年金の請求 ☐ 死亡一時金の請求 ☐ 寡婦年金の請求	続柄・年齢等により制約があります。窓口でご相談ください。	☐ 亡くなられた方の年金手帳 ☐ 請求者となる方の預金通帳 ※上記以外にも必要書類がございますので窓口でご相談ください。	1階⑬ 保険年金課 (国民年金係) 895-7092 西部出張所 ⑦給付係 806-9433	速やかに
7	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
子 ど も	☐ 児童手当の変更 ☐ 児童扶養手当の変更 ☐ 特別児童扶養手当の変更 ☐ 認可保育園の退所届 ☐ 第3子優遇事業	児童の養育者(*3)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。事前に窓口へご相談ください。	2階③〇 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 895-7065	速やかに

(*3) 養育者・・・ 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

8	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限	
子 ど も	☐ 児童手当の変更	児童の養育者(*3)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。 事前に窓口へご相談ください。	2階③⑩ 子育て支援課 (こども家庭福祉係) 895-7065	速やかに	
	☐ 児童扶養手当の認定請求					
	☐ 児童扶養手当の変更					
	☐ 特別児童扶養手当の変更	親を災害でなくした義務教育終了前児童の養育者				
	☐ 災害遺児手当の認定請求					
	☐ 第3子優遇事業の変更					児童の養育者(*3)
	☐ 認可保育園の家族構成変更届					
☐ ひとり親家庭等医療証の申請	児童の養育者(*3)	ご家庭の状況により必要書類が異なります。 事前に窓口へご相談ください。	1階⑪⑪ 保険年金課 (保険係) 895-7090 西部出張所 ⑥保険係 806-9432	速やかに		

(*3) 養育者… 児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する方

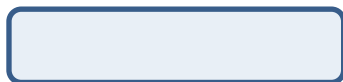
西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

9	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
養育相談	子どもの養育相談 (子育てや家庭の問題に関する相談)	どなたでも	特にありません	2階②9 子育て支援課 (こども相談係) 895-7096	特にありません

10	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
高齢者	☐ 介護保険被保険者証等の返却 ☐ 送付先変更届(*4)	親族 特に指定はありません	☐ 介護保険被保険者証(お持ちの方) ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人利用者負担軽減確認証	2階③2 福祉・介護保険課 (介護サービス係) 895-7066	速やかに
	☐ 高額介護サービス費の未支給分の請求(*5)	相続人代表者(*1)	☐ 印鑑(認印可) ☐ 相続人代表者の通帳 ※戸籍謄本が必要な場合があります。 ☐ 受給権継承届兼誓約書		サービス提供の日の翌月初日から2年以内
	☐ 高齢者乗車券の返却	特に指定はありません	☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券(有効期限内のもの) ☐ 今宿姪浜線乗合マイクロバス回数乗車券(有効期限内のもの) ☐ 福岡市営渡船 乗船引換券(有効期限内のもの)	2階③1 福祉・介護保険課 (高齢者福祉係) 895-7063	速やかに

- (*1)相続人代表者 …………… 法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。
 (*4)送付先変更届 …………… 単身の方が亡くなられた場合など、介護保険関係通知の送付先となります。
 (*5)高額介護サービス ……… 高額な介護サービス費を支払った場合、一定の自己負担限度額を超えた分が支給されます。



左記  内の手続きについては、西部出張所②市民相談係
 (Tel 806-9430)で行うことができます。

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

11	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
障 が い	☐ 身体障害者手帳の返却	特に指定は ありません	☐ 身体障害者手帳	2階③1 福祉・介護保険課 (障がい者福祉係) 895-7064	速やかに
	☐ 療育手帳の返却		☐ 療育手帳		
	☐ 福祉乗車券の返却		☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券 (有効期限内のもの) ☐ 福祉乗車証 (有効期限内のもの)		
	☐ 自立支援医療受給者 証(更生医療)の返却		☐ 自立支援医療受給者証 (更生医療)		
	☐ まごころ駐車場利用証 の返却		☐ まごころ駐車場利用証		
	☐ 各種手当の喪失届		☐ 印鑑(認印可)		

12	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
障 が い (精 神)	☐ 精神障害者保健福祉 手帳の返却(有効期限 内のものに限り)	特に指定は ありません	☐ 精神障害者保健福祉手帳	西区役所別館 2階 ③7 健康課 (健康づくり係) 895-7074	速やかに
	☐ 自立支援医療受給者 証の返却(有効期限内 のものに限り)		☐ 自立支援医療受給者証		
	☐ 福祉乗車券の返却		☐ 交通用福祉ICカード ☐ タクシー助成券 (有効期限内のもの) ☐ 福祉乗車証 (有効期限内のもの)		
	☐ まごころ駐車場利用証 の返却		☐ まごころ駐車場利用証		

左記 ☐ 内の手続きについては、西部出張所②市民相談係
(Tel806-9430)で行うことができます。

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

13	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
医 療 費 助 成	□小児慢性特定疾病医療受給者証の返却(※有効期限内にものに限る。)	特に指定はありません	□小児慢性特定疾病医療受給者証 □印鑑(認印可)	西区役所別館 2階 ③⑧ 健康課 (健康づくり係) 895-7073	随時【※還付請求中の方は速やかに】
	□特定医療費(指定難病)受給者証の返却(※有効期限内のものに限る。)		□特定医療費(指定難病)受給者証 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 □申立人(相続人)名義の通帳と印鑑(認印可) □戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの。)		
	□肝炎治療受給者証の返却(※有効期限内のものに限る。)		□肝炎治療受給者証 □印鑑(認印可) 【※医療費の還付請求中の方は別途下記の書類が必要です。】 □申立人(相続人)名義の通帳と印鑑(認印可) □戸籍謄本(受給者の除籍謄本含む。及び申立人が受給者の相続人であることが確認できるもの。)		
14	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
被 爆 者	□葬祭料の請求 □死亡届(葬祭料の支給申請が行われた場合は省略できます。)	喪主	□被爆者健康手帳 □死亡診断書または死体検案書の写し □削除された住民票(世帯全員分で続柄記載があるもの) □会葬礼状または埋火葬許可証 □喪主の認印 □喪主の通帳 □委任状(喪主が申請できず代理申請の場合) 【※各種手当の受取人変更手続きもございますので事前に窓口にご相談ください。】	西区役所別館 2階 ③⑧ 健康課 (健康づくり係) 895-7073	亡くなられた日から5年以内

西区役所(西部出張所)での手続き概要

(市外局番:092)

15	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
税金等	☐ 市県民税納税通知書 送付先の変更	相続人	☐ 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本、遺言書など)	2階 ㉒ 課税課 (市民税係) 895-7017	随時
	☐ 固定資産税納税義務 者の届出 (亡くなられた年の12月末 までに法務局へ相続登記 ができない場合)	相続人	☐ 相続人であることがわかる書類 (戸籍謄本、遺言書など) ☐ 納税通知書 ☐ 届出人、相続人代表者の本人確 認書類	2階 ㉑ 課税課 (固定資産税 土地第1係) 895-7019	随時
	☐ 市税の納付 ☐ 納付相談	相続人 親族等	☐ 納税通知書、納付書等	2階 ㉓ 納税課 895-7014	随時
16	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	窓口・電話番号	期 限
その他の ご相談	☐ 改葬許可申請 (遺骨を西区内の墓地・納 骨堂から別の墓地・納骨 堂に移したい。)	墓地または納 骨堂の使用 者	☐ 右記へお問合せください。	3階 ㉔ 生活環境課 895-7054	—
	☐ 相続について相談した い。(相続税については税 務署へ) ・弁護士による法律相談 (無料) 毎週木曜日 ※要予約(相 談日の1週間前から受付) ・司法書士相談(無料) 毎月第4月曜日 ※要予約	(対象)福岡 市内に住む か通勤・通学 する人	☐ 右記へお問合せください。(事前 予約が必要です。)	1階 ㉒ 市民相談室 (企画振興課 広報相談係) 895-7008	—

3 福岡市役所関係での主な手続き

	亡くなられた方について	チェック	主な手続き	窓口・電話番号
市 営 住 宅	市営住宅の入居者(名義人)だった			福岡市住宅供給公社 市営住宅センター
	同居者が入居の継承をする	☐	市営住宅入居 継承承認申請	業務課業務係 092-271-2562
	市営住宅を退去する	☐	市営住宅返還	募集課募集係 092-271-2561
	市営住宅に入居する 同居者だった	☐	市営住宅同居者 異動届	業務課調査係 092-271-0901
上 下 水 道	水道を使用していた			福岡市水道局 お客さまセンター 092-532-1010 月～金 8:45～17:30 土 9:00～17:00 日・祝日・年末年始は休み
	名義人 だった	名義人を変更する	☐ 名義人・料金支払方法 変更の連絡	
		使用を中止する	☐ 使用中止の連絡	
	井戸水を併用していた		☐ 世帯人数変更の連絡	道路下水道局 下水道料金課 092-711-4507 福岡市役所6階
	井戸水のみを使用していた		☐ 使用者・世帯人数 変更の連絡	
	下水道受益者負担金を納付中 または猶予中だった		☐ 下水道事業受益者 変更届	
こ ど も	生後5か月未満のお子様の保護 者で、出産・子育て応援事業によ る出生後の給付金の申請をしてい ない方	☐	出産・子育て応援事業 による出生後の給付金 の申請	福岡市出産・子育て応援事業事務局 コールセンター 406-0896
小 中 学 校	小中学校に在学中の児童生徒およびその保護者			各小中学校
	就学援助	☐	受給相談	または 教育委員会教育支援課 711-4693
		☐	受給中	
	給食費等の支払い	☐	口座変更等	または 教育委員会健康教育課 711-4643
霊 園	市立霊園の利用者だった	☐	利用者の変更 (利用権承継申請)	福岡市役所 市立霊園窓口 092-711-4869 福岡市役所4階
原 付 バ イ ク	原付バイク(125cc以下)の所有者 だった	☐	原付バイク(125cc以下)の廃車・名義変更 ※毎年4月1日現在、市内に 主たる定置場がある原付バ イク(125cc以下)を所有して いる方に課税されます。	博多区庁舎9階 資産課税課 (軽自動車税係) 092-292-1604

福岡市役所関係での主な手続き

亡くなられた方について		チェック	主な手続き		窓口・電話番号	
犬	犬の飼い主だった					
	新しい飼い主の住所	福岡市内	☐	所有者の変更 (登録事項の変更)	東部動物愛護管理センター 092-691-0131 家庭動物啓発センター 092-891-1231	
		福岡市外	☐	所有者の変更 (登録事項の変更)	新しい飼い主の住所地の 市区町村役場	
	住宅（空き家）	戸建住宅を所持していた				
相続した住宅（空き家）の売却 又は賃貸を考えている		☐	福岡市空き家バンクへ 登録（任意）	住宅都市局 住宅計画課 092-711-4598 福岡市役所3階		
相続した住宅（空き家）を売却し、 譲渡所得の税控除を受けたい （空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）		☐	被相続人居住用家屋等 確認書の交付申請			
農地	福岡市内の農地の所有者だった				農業委員会事務局	
	農地の所在地	福岡市西区以外	☐	農地法第3条の3第1項 の規定による届け出	農地調整係 092-733-5777	
		福岡市西区 （玄界島を除く）	☐		西部出張所 092-806-9435	
森林	福岡市内の森林（※）の 所有者だった	☐	森林の所有者届	農林水産局 森林・林政課 092-711-4846 福岡市役所14階		
	※福岡県地域森林計画の 対象森林 （右記森林・林政課に お問合せください。）					
ごみについて、通常のごみ出しでは処理しきれないとき						
ごみ	自分で処理施設へ持ち込む	☐	自己搬入ごみ事前 受付センターに申込	自己搬入ごみ 事前受付センター 092-433-8234 月～土 8:30～16:00 日・1/1～1/3 休み		
	福岡市が許可した収集業者に 依頼する。	☐	担当区域の一般廃棄物 収集運搬許可業者 に収集を依頼	協同組合福岡市 事業用環境協会 092-432-0123 月～金 9:00～17:00 第1・3・5土 9:00～12:00 ※ただし祝日を除く		

4 その他の機関等での主な手続き

手続きに係る証明書等について

○手続きに必要な書類の中には区役所で発行できるもの(戸籍、住民票・税に関する証明書等)があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから区役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

○戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社等にご確認ください。

区分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先
生命保険等	☐	死亡保険金 入院給付金 等	☐ 保険金請求書 ☐ 保険証券 ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
	☐	死亡保険金 入院給付金 等	☐ 保険金請求書 ☐ 戸籍謄本、被保険者の除籍抄本 ☐ 死亡診断書、入院証明書 等 ☐ 印鑑 ※ 契約内容等によって必要書類は異なります。最寄りの郵便局にご確認ください。	郵便局
	☐	名義変更・ 解約 等	☐ 亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍 ☐ 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※ 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預貯金・株等	☐	口座解凍 手続き	☐ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 ※ 金融機関・取引状況等によって必要書類は異なります。	各金融機関等
	☐	名義変更	☐ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 ※ 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等

その他の機関等での主な手続き

	区 分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
預貯金・株等	国債 (戦没者 弔慰金)	☐	記名変更 償還金受領	☐ 国債(または証券保管証書) ☐ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ☐ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ☐ 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に 記載の郵便局
自動車・バイク	普通自動車	☐	自動車税に関する事	税金(自動車税)については、 右記へお問い合わせください。	福岡県西福岡県税事務所 福岡市中央区赤坂1丁目 8番8号 福岡西総合庁舎 3階・4階 092-735-6214
			名義変更等に関する事	普通自動車の名義変更等については、 右記へお問い合わせください。 ※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	九州運輸局 福岡運輸支局 福岡市東区千早3丁目10番40号 050-5540-2078 <自動音声ガイダンス>
	軽自動車 (三・四輪)	☐	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。	全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 福岡市東区みなと香椎4丁目3-16 092-410-8090
	二輪の軽自動車 (125ccを超え 250cc以下のバイク) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	☐		※ 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお勧めします。	全国軽自動車協会連合会 福岡事務所千早分室 福岡市東区千早3丁目 10番40号 陸運会館2階 092-410-8090 (※福岡事務所の代表番号)
国税・不動産	国税関係	☐	相続税 所得税 消費税	右記へお問い合わせください。	西福岡税務署 福岡市早良区百道1丁目 5番22号 092-843-6211
	不動産	☐	土地・家屋等 相続登記	☐ 登記申請書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 除籍謄本 等 } 法定相続情報一覧図 でも代用できます。 詳しくはP17『法定相続 情報証明制度』をご覧ください。	(不動産が西区所在の場合) 福岡法務局西新出張所 福岡市早良区祖原 14番15号 092-831-4114(代表)
遺言等	遺言書	☐	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の 家庭裁判所 ☐ 遺言原本 ☐ 申立人の戸籍謄本 ☐ 遺言者の除籍謄本	福岡家庭裁判所 (家事事件受付係) 福岡市中央区六本松4丁目 2番4号 092-981-9605

その他の機関等での主な手続き

	区 分	チェック	手続き内容等	ご準備いただくもの等	問い合わせ先・電話番号
遺言等	相続放棄	☐	相続放棄	相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認 (引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。)	福岡家庭裁判所 (家事事件受付係) 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 092-981-9605
電話	固定電話 (NTT西日本)	☐	名義変更 (電話加入権の継承届) 解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯からは0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	☐	名義変更 ・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	携帯電話	☐	名義変更 ・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	☐	名義変更 ・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料	☐	名義変更 ・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHK受信契約 フリーダイヤル 0120-151515
	電気・ガス料金等	☐	名義変更 ・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	運転免許証	☐	返納手続き	☐ 運転免許証 ☐ 名義人の死亡を証明できる書類 (死亡診断書、死亡検案書、戸籍謄本等)	最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート	☐	返納手続き	☐ パスポート ☐ 名義人の死亡を証明できる戸籍謄本等	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 092-725-9001
	クレジットカード	☐	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	ケーブルテレビ	☐	名義変更 ・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

5 法定相続情報証明制度

問い合わせ先: 福岡法務局（本局） Tel.092-721-4570(代表)

あなたの相続手続きを応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

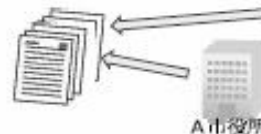
※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご確認ください。



制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



B市役所

A市役所

ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。



② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

③ 利用

- ③ 各種相続手続きへお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続きにおいて提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

6 委任状に関するご案内

各種申請を相続人等の代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

【委任状の様式について】

- 委任状は任意の様式でも有効です。
- 記載例は市民課に住民票の写しなどを請求する場合です。
- 19ページの委任状を利用されるときは、委任事項を必ず記載してください。
- ご不明な点は、手続きを行う窓口にお問い合わせください。

(記載例)

委 任 状

代理人(頼まれた人)

住 所 福岡市西区内浜1丁目4番1号
氏 名 博 多 花 子
生 年 月 日 明・大・昭(平) ○○年 ○○月 ○○日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- ☐ 1 世帯主の異動届に関すること。
- ☐ 2 住民票の写しの請求並びに受領に関すること。
- ☐ 3 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関すること。
- ☐ 4 葬祭費の申請
- ☐ 5 葬祭費の受取
- ☐ 6

令和 ○年 ○○月 ○○日

委任者(本人)

住 所 福岡市西区内浜1丁目4番7号
氏 名 福 岡 太 郎 (福岡)(自署または記名押印)
生 年 月 日 明・大・昭(平) ○○年 ○○月 ○○日
平日昼間に連絡がとれる電話番号 090-○○○○-○○○○

※全ての項目は、委任者(本人)が記載してください。

※次の事項について、あらかじめ代理人にお伝えください。

- ・委任事項2
住民票の場合は、本籍地や続柄の記載の有無
- ・委任事項3
戸籍の場合は、本籍・筆頭者氏名、必要な証明の種類

【窓口での本人確認資料など】

- ☐ 委任状の他に、代理人ご自身の本人確認資料(運転免許証・健康保険証など)が必要です。
※葬祭費の手続きなど健康保険関係の手続きの場合は、委任者の本人確認書類(写し可)も必要です。
- ☐ マイナンバーや住民票コードが記載された住民票の写しを代理人が請求する場合は、住所宛に郵送しますので、切手を貼った封筒をご用意ください。
- ☐ 申請書は福岡市のホームページからダウンロード・印刷できます。
- ☐ 偽り・不正に委任状を作成・行使した場合は刑罰の対象になります。

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所 _____

氏 名 _____

生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- ☐ 1 世帯主の異動届に関する事 _____
- ☐ 2 住民票の写しの請求並びに受領に関する事 _____
- ☐ 3 戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事 _____
- ☐ 4 葬祭費の申請 _____
- ☐ 5 葬祭費の受取 _____
- ☐ 6 _____

令 和 年 月 日

委任者（本人）

住 所 _____

氏 名 _____ (印) (自署または記名押印)

生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号 () ー

7 よくある質問

Q: 亡くなった人の保険証などが見つからないのですが、手続きはできますか？

A: 証書類に不足がある場合は、状況にあわせてご案内いたします。

記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。

Q: 手続きに「死亡の記載のある戸籍が必要」といわれました。すぐに取得できますか？

A: 「どこの市区町村の窓口に死亡届を提出されたか」と、「亡くなられた方の本籍地がどこか」によって、取得できるまでの日数が変わってきます。

「死亡届を提出された市町村」と「本籍地の市町村」が同じでも、戸籍の記載が終わるまでに **10日程度** かかる場合があります。

※ 詳しくは、死亡届を提出された市町村または本籍地の市町村にお尋ねください。

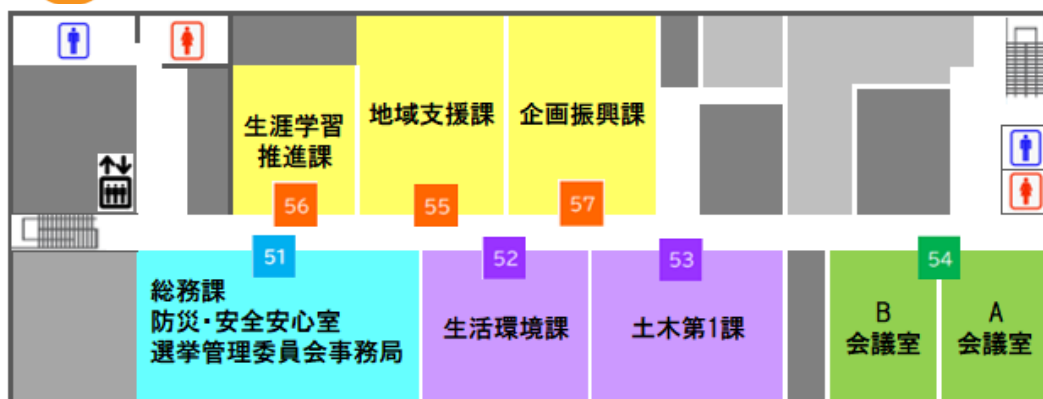
Q: 亡くなった人の個人番号カード(通知カード)が手元にあるのですが、どうすればいいですか？

A: 「個人番号カード」、「通知カード」はお使いになれません。返納義務もございませんので、相続等の手続き終了後、確実に廃棄していただきますようお願いいたします。

8 西区役所のご案内

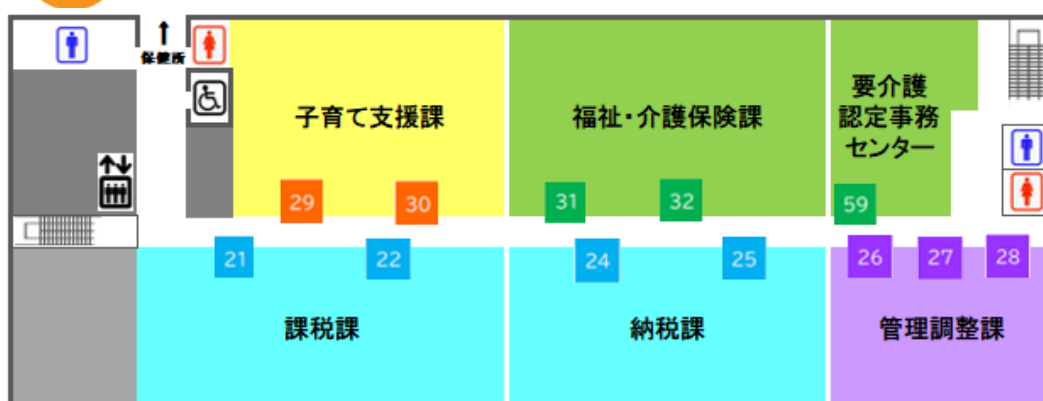


3F



- 51 総務課
防災・安全安心室
選挙管理委員会事務局
- 52 生活環境課
- 53 土木第1課
- 54 A・B会議室
- 55 地域支援課
- 56 生涯学習推進課
- 57 企画振興課

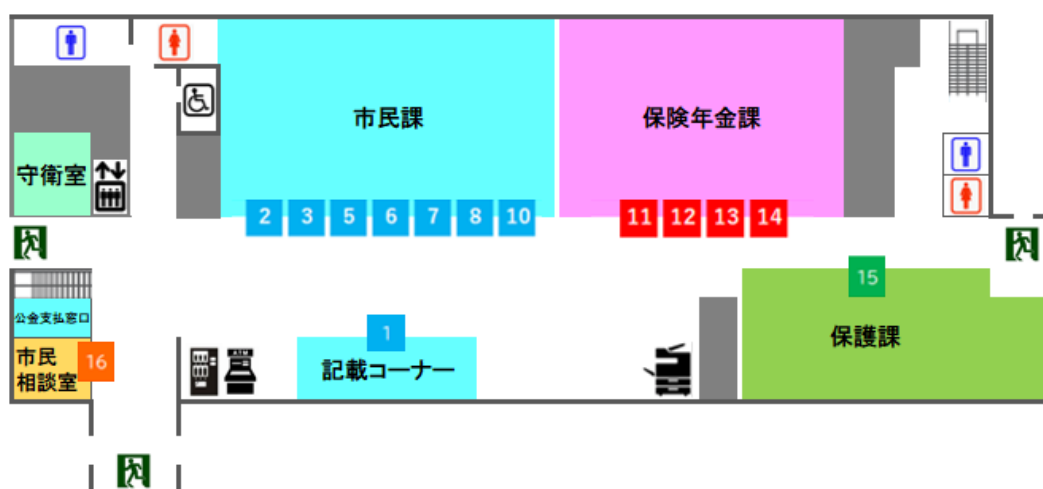
2F



- 21 22 課税課
- 24 25 納税課
- 26 27 管理調整課
- 28
- 29 30 子育て支援課
- 31 32 福祉・介護保険課
- 59 要介護認定事務センター

保健所連絡通路

1F

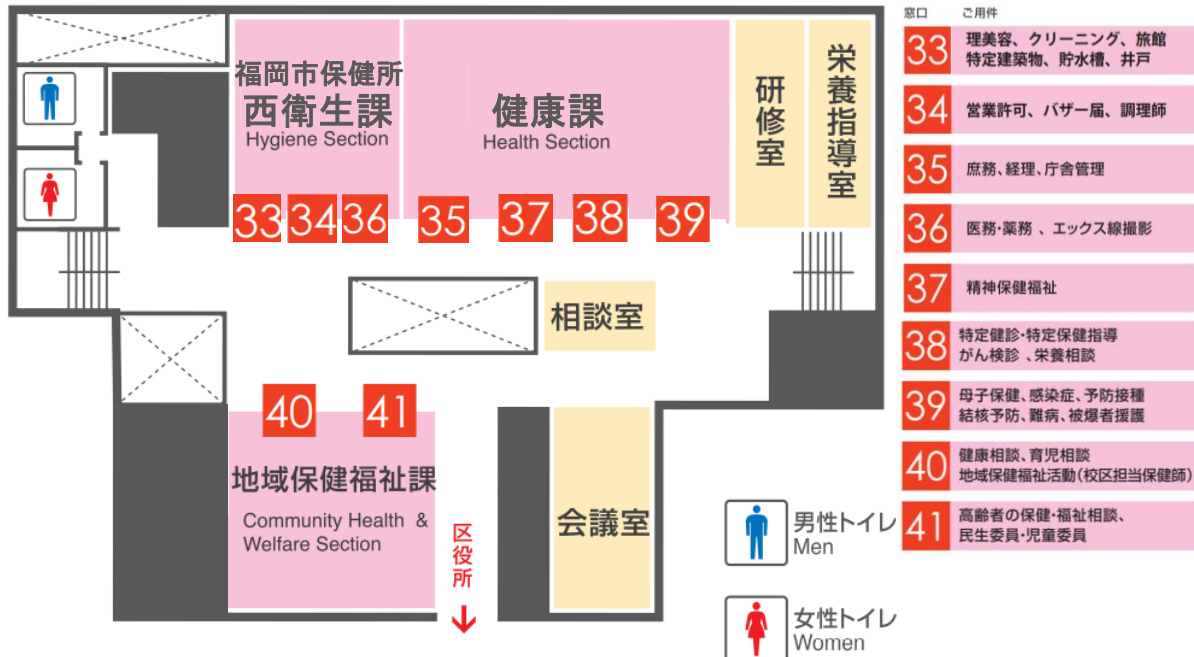


- 1 2 市民課
- 3 5
- 6 7
- 8 10
- 11 12 保険年金課
- 13 14
- 15 保護課
- 16 市民相談室

守衛室
銀行出張所(市の収納金)
ATM
自動販売機
マルチコピー機



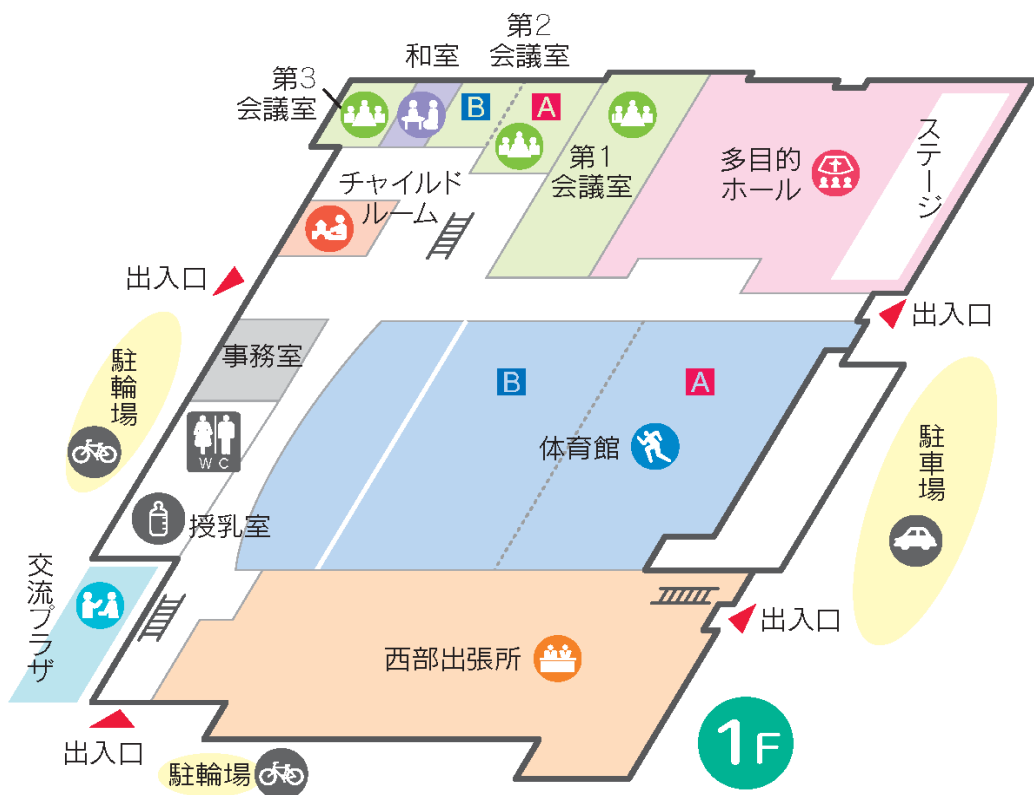
西区役所別館 2階のご案内



西区役所周辺地図



8 西部出張所のご案内(さいとぴあ1階)



西部出張所周辺地図



9 西区役所(西部出張所)内のお問い合わせ先

主な手続き	問い合わせ先	電話番号/FAX番号
世帯主変更	市民課 (窓口係)	TEL:092-895-7010 FAX:092-883-2940
	西部出張所 (市民係)	TEL:092-806-9431 FAX:092-806-6811
国民健康保険、後期高齢者医療、各種医療証の返却など	保険年金課 (保険係)	TEL:092-895-7090 FAX:092-883-6690
	西部出張所 (保険係)	TEL:092-806-9432 FAX:092-806-6811
高額療養費申請、国民健康保険・後期高齢者医療の葬祭費申請	保険年金課 (給付係)	TEL:092-895-7089 FAX:092-883-6690
	西部出張所 (給付係)	TEL:092-806-9433 FAX:092-883-6811
国民年金関係	保険年金課 (国民年金係)	TEL:092-895-7092 FAX:092-883-6690
	西部出張所 (給付係)	TEL:092-806-9433 FAX:092-806-6811
児童手当、児童扶養手当など	子育て支援課 (こども家庭福祉係)	TEL:092-895-7065 FAX:092-881-5874
子どもの養育相談	子育て支援課 (こども相談係)	TEL:092-895-7096 FAX:092-881-5874
介護保険関係	福祉・介護保険課 (介護サービス係)	TEL:092-895-7066 FAX:092-881-5874
高齢者乗車券	福祉・介護保険課 (高齢者福祉係)	TEL:092-895-7063 FAX:092-881-5874
身体障害者手帳、療育手帳、福祉乗車券、まごころ駐車場など	福祉・介護保険課 (障がい者福祉係)	TEL:092-895-7064 FAX:092-881-5874
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証など	健康課 (健康づくり係)	TEL:092-895-7074 FAX:092-891-9894
市県民税納税通知書送付先の変更	課税課 (市民税係)	TEL:092-895-7017 FAX:092-883-8565
固定資産税の納税義務者の変更	課税課 (固定資産税土地第1係)	TEL:092-895-7019 FAX:092-883-8565
市税の納付、納付相談	納税課	TEL:092-895-7014 FAX:092-883-8565
改葬について(遺骨を西区の墓地・納骨堂から別の墓地・納骨堂に移したい)	生活環境課	TEL:092-895-7054 FAX:092-882-2137
法律相談・司法書士相談の予約	市民相談室 (平日9時～17時)	TEL:092-895-7008



福岡市西区役所

〒819-8501 福岡市西区内浜1丁目4番1号

<情報更新日R6.9>